

青森県報

第二千六百九十九号

平成十八年
十月三十日
(月曜日)

目 次

規 則

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(港湾空港課) ……一

告 示

広域連合の規約の変更……………(市町興課) ……一

准看護師試験の施行……………(医療薬務課) ……一

証紙売りさばき人の名称の変更……………(出納課) ……二

証紙売りさばき人の住所及び名称の変更……………(同) ……二

公 安 委 員 会

指定講習機関の名称及び代表者の変更の届出……………(運転免許課) ……二

規 則

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十四号

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森空港条例の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第三十五号)の施行期日は、平成十八年十一月一日とする。

告 示

青森県告示第七百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、つがる西北五広域連合の規約の変更を平成十八年十月十八日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成十八年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百八十五号

平成十九年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定により告示する。

平成十八年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十九年二月十四日(水)

2 場所 青森市大字横内字神田二一

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成十八年十二月四日(月)から同月八日(金)まで。ただし、郵送する場合は、十二月八日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇・八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループ
その他

受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室、各健康福祉こどもセンター保健部、青森市保健所及び青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループ（電話〇一七・七三四・九二九一）に問い合わせること。

青森県告示第七百八十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

むつ市海老川町一二の六五

株式会社エスティック

二 変更内容

1 変更前の名称

株式会社むつ自動車学校

2 変更後の名称

株式会社エスティック

青森県告示第七百八十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

むつ市海老川町一二の六五

株式会社エスティック

二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

むつ市南町二の四

株式会社下北自動車学校

2 変更後の住所及び名称

むつ市海老川町一二の六五

株式会社エスティック

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定による指定講習機関の名称及び代表者の変更の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年十月三十日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

変更事項	変 更 後	変 更 前
指定講習機関の名称	株式会社エスティック	株式会社むつ自動車学校
指定講習機関の代表者の氏名	古川亮市 濱崎正明 外崎 隆	濱崎正明

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭